

第十六回 参議院建設委員会會議録第十号

昭和二十八年七月八日(水曜日)午後四時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君

理事 石井 桂君

委員 石川 榮一君

三浦 辰雄君

石坂 豊一君

小澤久太郎君

鹿島守之助君

江田 三郎君

小笠原三三男君

近藤 信一君

田中 一君

衆議院議員 瀬戸山三男君

政府委員 南 好雄君

建設政務次官 師岡健四郎君

建設省住宅局長 師岡健四郎君

事務局側 常任委員 菊池 璋三君

常任委員 会専門員 武井 篤君

常任委員 会専門員 武井 篤君

説明員 建設省住宅局 鮎川 幸雄君

住宅経済課長 鮎川 幸雄君

本日の會議に付した事件

○産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道防蹙住宅建設等促進法案(衆議院提出)

○委員長(石川清一君) 只今より委員会を開きます。

産業労働者住宅資金融通法案及び北海道防蹙住宅建設等促進法案を議題といたします。初めに産業労働者住宅資金融通法案について質疑をお願いいたします。

○江田三郎君 この第二条の、第二条でなくとも一ぱい出て来る産業労働者という言葉ですが、第二条で行くと、産業労働者というのは、事業者に使用されている者をいう。とこういっていることになると、例えば会社なんかで部長とか課長とか、こういう者も含むということになるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答えいたします。含みます。

○江田三郎君 そうすると、実際下級従業員、まあ給料の安い従業員というよりな者が余り入れなくて、部長とか課長とかいう者が次々に入つてしまふ、そういうような弊害は起りませんか。それを何か除去するような対策があるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。その点はたび／＼質疑がございましたのでございますが、貸付の条件にそういうことのないように、入居者の資格、それから条件等については審議委員会を設けて、管理委員会ですか、管理委員会のようなものを設けて、い

そうして労使意見一致させまして、いわゆる社宅色彩の濃いようなことのないようにさせることになっております。

○江田三郎君 私は今まで逐条審議でないと言われるから何も聞いてなかつたので、或いは私のおらんときにそういうことが出たのかもわかりませんが、甚だ恐縮ですが、ただちよつと繰返して言わせてもらつて、これだけではちよつと安心ができないのですが、労使といふことになると、これは使のほうはいいのですが、労のほうはどういう形で選ばれるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。大抵はこういう場合には労働組合ができておられますのでございませう。労働組合と資本家のほうとで管理委員会を作らせてまして、そうしてそういう入居者について、どちらへか偏重するようにならないように慎重に規制をして行きたいと思つております。

○江田三郎君 そういう労働組合代表はつきり明文化されますか。

○政府委員(南好雄君) 大体この業務方法書というのが公庫法の中にあるんですが、これは法律に出ておられます。そういうような管理委員会を作らせるようにいたしました。今御心配になりましたような事象の起らんように善処して行く予定でございます。

○江田三郎君 管理委員会じやないですよ。管理委員会を作るといふことはいいのですが、管理委員会を作るときに出て来る労使の代表というものは、労働組合の代表だといふことがはつきり書かれますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。はつきり書いて行く予定でございます。

○江田三郎君 それから第五条のことですが、土地の条件を挙げておるので、非常にいい土地を選ぶようになつて結構だと思つておられるので、これはどうやつてこの第五条というものをこの通りに実行して行くのか、その点がお答え願いたいと思つております。私はこの間もちよつとラジオ放送を聞いておりましたら、今度の鳥取のついで、五日前の水害で、あれで一番ひどいのは市管住宅だといふようなことをラジオで言つていたので、市管住宅なんというものは最も立派な土地へできるはずのものが、それが一番水被害がひどいといふようなことを言つておりましたが、今後こういうような住宅といふものが、なか／＼住宅敷地といふ工場敷地といふものもない。そんなとんだん／＼埋立地等が工場敷地になる、従つてその近廻りに住宅ができるというようなことが多いいぢやないかと思つております。風水害を受ければ真先にやられるといふようなところがだんだん出て来るのぢやないかと思つておりますが、そういうところを押さえるのに、ここに書いてあることを文字通り実行するためにどういふ措置をとられるのでしうか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。第五条の性質は地区の規定になつておりますのでございませうけれども、大体の私たちの考えでは御承知の

ようにこれは公庫を通じて出る資金でございますから、公庫の貸付条件の中にけこういふこの地区の規定が守られるような条件をつけて行く予定にいたしておられます。実際問題といたしましては、まあ基準局その他のいろいろの意見を伺ひましてきめることにもなつておりますから、御心配のようなことは今まではどうでありましたか知りませんけれども、今後はないようには私たちが考えておるのでございますが、……。

○江田三郎君 いつも今後ないよりにいふことでやつて、それで実際には起るんでしてね、私は住宅金融公庫がそういうことがあつたといふことは言ひませんけれども、少くとも鳥取の市管住宅なんといふものは現にそういう問題を起しておるわけですよ。やはりどうも住宅敷地といふものがない、やはり工場の近くへ建てなければ仕方がないといふようなことである。干拓地等の低湿地帯に置かれるといふことが多いいと思つておりますが、そういう際に何ですか、例えば一つの市においてはこの地帯がここに言われるような敷地に該当するんだといふような何かはつきりとした措置はとれないですかね。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。そういうふうに都市に特別の地区の設定をするといふようなことは、これは都市計画との関連もありませんが、なか／＼困難であると思ひますけれども、大体公庫が融資する際において五条の趣旨を受けて、

そうした皆様がたが心配なされるよう  
な、いわゆる何と申しますか無茶な所  
にそういう住宅を設けさせないような  
ことは、これは私ができるのじやないか  
と思うのでござりますが……

○江田三郎君 公庫の個人を監督する  
ときはなか／＼よう検査をして厳重に  
やりますけれども、どうもこういうよ  
うな団体というふうなことになる、  
いささか公庫の力が鈍りやせんかと思  
つてそれを心配しておるのですが、な  
いというならそれでいいのです。

○政府委員(南好雄君) なおお答え申  
上げます。そういういろいろの御心配  
があると思つて、住宅審議会を今度  
部会でも設けまして、この法律に基  
て施行の実際を監督させて行くつもり  
でござります。そういう点におきま  
して、御心配のような点が出れば又法律  
改正ということも考えられるのであり  
まして、こういうこの種法律を設けま  
したことは、ただ単に何でもいから  
住宅さえ与えればいいんだ、それら  
だだけ衛生上悪くてもかまわないん  
だというほど政府は考えていないの  
はなくて、やはりよりよき住居を与  
てやりたいというのでこういう法律を  
作つておるのでありますから、御心配  
のないように實際行政運用で一つ嚴重  
監督して頂いて結構でありますから、  
暫く実績を見て頂きたいと思つてす  
す。

○江田三郎君 まあ結構な御答弁です  
から、いいでしょう。

○小笠原三三男君 五条まで行つたよ  
うですから、恰好つるために私は六  
条をお尋ねしたいのですが、公益上必  
要があるという場合に該当するその公益  
上という実体は何を指しておるのか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは地  
方公共団体の援助に関する規定でござ  
りますが、資金援助並びに技術上の援  
助を与えます場合に地方公共団体が行  
いますものでありますから、やはり公  
益的に相当する必要があるとい  
う、その必要性がある場合に行うとい  
うことを規定しております。

○小笠原三三男君 一企業の労働者の  
住宅が会社の考え如何にかかわらず公  
益上必要な、当該市町村なり或いは  
都道府県が資金を援助してやる、こ  
ういふことなんでしょうか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは一  
会社の住宅であることもありますが、  
が、勿論その住宅は労働者の入る住宅  
でありまして、住宅政策全般から見  
して、そういう住宅の建設が、供給が  
行われることが望ましいという公益的  
な必要がある場合に、そうして又  
そういう必要があるにもかかわらず資  
金的な援助を与えなければならぬ建  
設計画が実行できない、こういう場合  
に援助を与える予定であります。

○小笠原三三男君 それならば、この  
資金上の援助というものは融資だけ  
なくて、呉れつ放しの補助、こういう  
ことも、当該地方公共団体の理事者が  
原案をきめ議案に諮る、議会の多数  
で認めれば、さういふ金を出すことが  
できるんだ、さういふことなんでしょう  
か。

○政府委員(師岡健四郎君) 資金上の  
援助につきましては、大体資金の斡旋  
というふうなことでござります。  
○小笠原三三男君 それは立法の趣旨  
として、解釈としてあなたの方でた  
ださう考へただけであるが、この面  
から見てこれでやつて行けるんだぞ  
というので、若しも公共団体の理事  
者が議案に提案し、議会の多数がこれ  
尤もだということ補助金を出すこと

があつたら、それは違法行為ですか。  
○政府委員(師岡健四郎君) 公共団体  
におきまして、資金上の貸付とか或  
いは資金の斡旋をすることがござ  
ります。さういふ私設の団体に対しまし  
て補助を与えることは法律上できません  
から、さういふことは起らないと思  
います。

○小笠原三三男君 これは都道府県等  
で会社設立その他で株式やなんか持  
つて援助することはできるのでござ  
ります。株式の形式でやつて、その金  
が廻つて住宅建設資金になるという  
こともあり得ることなんでしょうか。  
さういふことは私はおかしいと思  
うのですが、できないというのなら私  
はお結構だと思つて聞いておるのです。

○政府委員(師岡健四郎君) 法律的な  
根拠につきましては、ちよつと調査し  
ましてお答えいたしますが、少くとも  
この法律におきましては、さういふ考  
えは持つておけません。

○小笠原三三男君 それならば、私の  
聞きたいところのほうにだん／＼入つて  
来たわけなんです、地方公共団体が公益  
上必要があるで自分で勝手に認めた。  
さうして認めていながら末尾にあるよ  
うに援助を与えることができるとい  
う、さういふ表現はおかしいじやない  
か。その公共団体が公益上必要がある  
と認めたらば、資金上、技術上の援  
助を与えなければならぬというものが  
この法のものになるのではないかと認  
めていて援助をすることができない。認  
めてはいても援助をしなぐてもいいの  
だ。そんな解釈の中もありさうな法の  
規定はおかしいじやないか。公益上必  
要だと認めたとさういふことだつたら、こ  
れは資金上、技術上の援助を与えなけ  
ればならぬとなつてこそ、初めて第

六条の地方公共団体の援助という規定  
は生きるのじやないですか。私は素人  
で立法技術はわかりませんが、これは  
これはおかしなじやないですか。  
○政府委員(南好雄君) 御趣旨一応御  
尤もと思つて、大体今日の地方公  
共団体の財政面を見ておきますと、平  
衡交付金の増額の問題が起きて、いろ  
いろの問題が起きて参りまして、これ  
率直にあげて申しますが、そこで若  
し公益上さういふことでやつて、技術  
上或いは資金上の援助ができるよう  
な場合にはしてやるようにしようか、つ  
まり援助を与えることができるという  
形に持つて行つたので、援助を与えな  
ければならぬという事になりまして、  
と、法の強制になりまして、必ずそ  
れにむすかしの問題が出て  
参りますので、さういふことも好ま  
ないのだということ六条は書いてい  
るのであつて、御趣旨から申します  
れば、公益上さういふ場合が妥当であ  
ると認める以上はやらなければならぬ  
さういふところがつきりするかも知れ  
ませんが、さういふ場合も知られませ  
んが、さういふ場合もつきりするかも知  
れませんが、さういふ場合もつきりする  
かも知れませんが、さういふ場合も

○小笠原三三男君 だから私は迫り込  
むために前段で聞いていたのですが、  
資金上というのは斡旋なんだというこ  
とで財政投資はないのだ、財政投資だ  
となれば、強制規定を置けばこれは地  
方公共団体を財政的に拘束する。それ  
で他の法律上の問題が起つて来るけ  
れども、ただ斡旋ですから、さうい  
うことから言えどもおかしなじやない  
かと。若しあなたのおつしやるよう  
な議論ならば、公益上必要があるならば  
というのを、公益しやなくて、必要を

○小笠原三三男君 それならば、わざ  
わざ公益上なんということでの必要  
条件を限定する必要はない。この地方  
公共団体独自の見解に基いて必要があ  
るといふときはさういふか、さうい  
ふか、さういふか、さういふか、  
さういふか、さういふか、さうい  
ふか、さういふか、さういふか、  
さういふか、さういふか、さうい  
ふか、さういふか、さういふか、  
さういふか、さういふか、さうい  
ふか、さういふか、さういふか、

○田中一君 今回の問題で、例えば東京  
都が住宅金融公庫の融資に対して一割  
頭金を貸しておりますが、そんなのは  
一体これに該当するかどうか、住宅局  
長に聞きたいのですが……

○政府委員(師岡健四郎君) 第六条の  
趣旨を補足して申しますが……

○田中一君 私は質問しているのに、私の質問に対して答えて下さい。聞いていなかつたらもう一べん言います。第六条の規定は、住宅金融公庫の貸付に對して現在東京都が一割の頭金を貸付けるというところを実行しておりませぬ、条例で……、こういうものは該当するかどうかを伺つてゐるんです。

○政府委員(師岡健四郎君) 該当いたします。  
○田中一君 そうすると、小笠原君の質問に對して、若し該当するならばそういう回答がどうしてできなかつたのか、伺いたいです。  
○政府委員(師岡健四郎君) 資金上の援助の解釈につきましては、そういう御座りばに資金の貸付、或いは言ひ落したかも知れませんが、そういう一つもりで申上げたのであります。

○田中一君 東京都は条例を以て、石井君よく知っている条例で以て都が資金を貸付けている、幹旋ではございませぬ。これはどういふことになるか、思ひます。  
○政府委員(師岡健四郎君) 或いは申し落したかも知れませんが、資金上の援助は資金の貸付或いは幹旋を含みます。  
○三浦辰雄君 関連して。そうするとお伺いしたいのですが、第七條によつていわれる貸付を行うという相手方のうち、公益上必要がないと認める場合があるのですか。これとの関連はどうか、私には思ひます。

○政府委員(南好雄君) 今までの説明から申上げますと、援助を手取ることでございまして、その上に公益上でしほつてゐるのでございませぬから、当然第七條では三浦先生の御質問のように公益上必要のない、そういうものもあり得るといふ解釈にならざるを得んと思ひます。

なお補足いたしますが、こういう種類のものについて公共団体は本来ならば別段積極的に助成するとかはなしたかへは普通はないものと我々は考へております。その場合において公益上必要がある場合においては資金上融資の斡旋も或いは資金の貸付も或いは技術上の援助もすることができるといふふうに行つたわけなんです。

○小笠原二三男君 私は公益上必要だと認定するのは誰だということを考えて見ると、これは如何にでもなる、考へて見ると、それで援助をしたいということになつて来ると、あつてもなくても公益上必要なことになつて来るわけです。そこへ理窟を付けて来る。これになる。これはいろいろ、費用されるよりなことを予想いたしませんか。

○政府委員(南好雄君) 公益上必要の有無の認定は第六條では地方公共団体だと思ひます。従つて公益上というよりなことは漠然としてゐるから、或るものには幹旋をし、或るものには幹旋をせんといふ結果が出て来るのはないかと、御質問だと思ひます。併し公益上と申しますことは漠然とはしておきますが、或る程度はつきりした内容を持つておきますので、そういうことに余りなつては参らないのではないか、私には思ひます。

○小笠原二三男君 私はこの公益上という認定はなか／＼むずかしいと思ひます。若し、若し仮に或る業者から運動をせられて、そして地方議会の多数派を抑へてゐるものがこれをやろうと思

えれば、何でも公益上という理由を以て、資金の貸付を行うことを条例等を以てきめてやることができる。それを具体的にそれには貸すというふうなことをやつて来ると思ひます。その場合公益上というものの認定は、例へばこれはその例に當るかどうかかわりませんが、足尾銅山なら足尾銅山のような所、非常に非衛生的な環境の中にある、そして旧住宅等に到底あつた、そういうこともこれは公益上といふことでございませぬ。併し、何人も納得するやうな問題ばかりでなく、公益上という理由を拡大解釈するならば、そこに勤務する労働者が会社自体に労働者住宅がないから、だからその労働者は住宅がなく困つてゐるのだから、公益上必要だとなれば、会社の住宅を持たないところはどこも公益上必要ですよ、これは労働者として……。先ほど住宅局長に聞いたら、そういう回答だつたんですから、公益上という内容は……。その会社の状態に即して住宅のないところは公益上必要だ、だからどこでもこれは地方公共団体によつて或いは雇用される途を開いておくと、或いは、悪く解釈すれば考えられるわけですよ、そういうふうなことはございませぬか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。これは大体産業労働者に住宅を以てやりたいという政府の気持ちからこの法律ができてゐるわけでありませぬ。そのことを助成するために、それを促進するために第六條というふうな規定も設けてあるのです。

問題といたしまして、地方公共団体が条例等をこしらへまして、公益上ということができるかということにいたしまして、その公益上援助するやつに特定、不特定という問題に關連いたしまして、特定会社にだけ貸すということをやつて、これは行政の事体といたしまして、それは行政の事体といたしまして、今日そういう私が健なことをたいへん多数でございませぬ、特定の会社だけにやり、而も公益上の必要性のない場合に、教の横暴で公益上といふことをこしらへて持つて行くといふようなことは、私などの解釈ではなか／＼できかねるものじやないか。それがだん／＼たぐさんに、そういう幹旋なり融通をして呉れるならば、この法律の趣旨から見まして、住宅が成るべく建設しやすくなるのでありますから、望ましいことではないか。ただそこに偏頗な行爲が行われては、法律の趣旨を害するやうになる虞れがある、こういうふうには私なんかも考えますけれども、偏頗な行爲はなか／＼今日のような状態においては、御懸念のやうなことは私に於いては、御懸念のやうなことは特定会社だけが幹旋したり、融通したり、補助したり、貸付をしたりするやうなことではないのか、又できないのじやないか、こういうふうな私などは考へませぬ。

○小笠原二三男君 私は、南さんの属する政党がそつたということとをさらさら申上げるのでございませぬ。私も、困らぬか、見聞きするところによると、困らぬか、見聞きするところによると、状況にもあるやうに言はれてゐるとき、地方政界において、そういうことが

必ずしもないといふことは私には考へられないのです。而も工場を特定地域に誘致したいといふやうな場合に、その公共団体が条件として住宅建設の資金は貸付ける、そしてそれは防衛生産工場だから公益上必要があるのだというところ、而もその会社と縁故のある者が県会議員の領袖であつたなどといふことになれば、そういうことはなれないと将来において断言はできないのではないかと、思ひます。で、ないといふことは、いいことですか、そういうことのないやうに、有効な指導、干渉を当局においてやつて頂くうちに、私はお願いしておきたいのです。もう六條は終ります。

○田中一君 六條一八條の貸付の範囲とそれから貸付を受けるべき者の選定、これに對しまして先ほど江田委員から質問がありました。先ほど、住宅審議会を設けたこと、御説明がございませぬ。どういふ関連を持たせて審議会をここに登場させるかといふ点について御説明願ひたいのです。

○政府委員(南好雄君) 住宅審議会を設けまして、この法律のいわれる点で審議をして頂いて、その上でその意見を成るべく取り入れて行くことになつて参るのであります。具体的の場合を考えて参りますと、一般的基準といふものを取上げて、審議会の部会できめて頂いて、いわゆるその基準に從つて公庫が業務を執行することになるのだらうと思ひます。

○田中一君 私がつてゐるのは、そういうことを伺つてゐるのじやないのです。

住宅審議会というものは建設省設置法に定められていたものなんでしょう。この活用は建設省自体の、建設大臣の住宅対策に対する諮問機関としてあるべきものでございましょう。それに対して公営住宅法ではつきり明文化し登載させておるので、関連性を持たしてはいるのです、今のお言葉ですと、関連性を持たすと言っており、この法律案と設置法によるものの住宅審議会というものは何ら関連性がございませぬ。それをどうするかの問題で伺っているのです。大臣が同じようにこの諮問機関に、この法律によるものの行政を住宅審議会に諮問するということ根拠がないじゃないかということなんです。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。お言葉の通りであります。この法律には明文がございませぬ、運用でそういうふうにしたして参ります。殊に衆議院におきましては附帯決議もございませぬので、必ず部会を設けて、そうして運用で御趣旨のようによつて参りたい、こういうことをお答え申しているのではありません。

○田中一君 ではなぜ公営住宅法にだけ明文化したのをごさいますか。  
○政府委員(師岡健四郎君) 公営住宅法におきましては、公営住宅法に三カ年計画に関する規定がございませぬ。この事項については諮問しなければならぬという趣旨を諷つておる次第でございませぬ。  
○田中一君 江田君の心配も、この七条、八条に盛り込まれているところの貸付の範囲並びに貸付を受くべき者の選定、この点に不公平があつてはならない

と、これをどう公正にするかの質問だつたと思つて居るのです。従つて運営に任せてやるだけでは私は承服できん点があるのです。若しも運営に任せてやるならば、つきり建設省設置法によるものの住宅審議会とこれとの関連性を法に盛り込むことによつて初めて生きて来るわけなんです。殊に衆議院の何と云いますか、附帯決議ににもそのようなことを、運営でやるということをお答えしておるようではございませぬ、これは甚だ怪しいものでございませぬ。若しもそこまでの決意があるならば、これに立派な立法上の関連性を持たせて、それでその審議会の範囲もただ建設大臣の諮問機関であるという建設省設置法もこの法律によつて改正して、そうしてただ資本家だけに、資本家といひますか、事業主だけに、事業者だけに優先させないで、労働組合も数十億の基金を持つて居る組合もございませぬ、そういうものに優先するような形に住宅審議会を運営するのが正しい方法じゃないかと、こう考へるのですが、次官どうお考えですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御趣旨御尤もと思つております。従つて私は政府の言明であるから守らんという御信用がない場合には、これは遺憾でありますけれども、少くとも私たちの考へでは、必ず住宅審議会を通して、御趣旨の通りこの法律に御心配の点のないよう住宅審議会を活用することによつて意見を盛り込んで行きたい、こういうふうにしばくお答え申上げておるのであります。

○田中一君 その御答弁が正しいならば、答弁する要がございませぬ。この

前段に織り込めばいいのです。そういう御答弁は何ら要求しません。従つてそれを本当にやる気ならば、ここに第二章の第七条の前に、住宅審議会はこれこれこれの権限を持たせて、こういう構成で審議をする、或いは諮問するということの規定すればいいのです。それを織り込まん点が今江田君の心配の要点です。従つてその言明の要は何らございませぬから、ここに一行織り込めば、何ら弁解する要もございませぬ。殊に設置法によるものの住宅審議会とはしか大臣の諮問機関だつたと思ひます。この法律を公正に施行するにはその言明よりも先に条文として一行入れれば立派に役目は果たすわけなんです。従つて入れる意思はないということとはそれをしないということになるのです。この法律案といひます衆議院を通つて参りましたと言ひまして、参議院で修正するのには何ら御意見を述べません。従つて政務次官の御意思が本当ならば、ここに一行入れて我々の和衷を拭拭したいと思ひますが、次官はどうお考えになりますか、その点について。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私は先ほどから繰返し申上げておりますが、衆議院におきましては本法案は附帯決議案が付いておりました、四党ごとく殆んど満場一致で御賛成を頂いたのであります。そういう意味合いにおきましては、衆議院におきましてはつきり私が繰返し申上げておりましたことが御信用頂いたものと考へております。参議院におきましては、希くば必ずそういうふうに住宅審議会を処置して参りますから、その点は一つ私のほうで申上げますことを

御信願下さることを衆議院同様にお願ひ申上げるわけであります。  
○田中一君 建設省設置法で住宅審議会が何をするかという範囲をちよつと説明願ひたいと思ひます。専門員からお願ひいたします。

○専門員(武井篤君) 住宅対策審議会令です。所掌事務は第一条「住宅対策審議会(以下「審議会」といふ)は、建設大臣の諮問に依り、住宅に関する重要事項を調査審議する。」第二項「審議会は、前項の重要事項に關し、関係行政機関に対して建議することができる。」と書いてあります。  
○田中一君 私の希望するのは……質問いたします。この條段に、附則でも構ひませぬ、この設置法によるものの住宅審議会の権限を、それから調査審議範囲を、ここで明確に産業労働者住宅資金融通法と関連性を持たせるといふことが一番大事なことなんです。今のような条文だけでは、これは今言ふ第七条、八条の一番重要な点に何ら触れてないのです。一番この重要な点に何ら触れる何らの関連性も持つていないのです。ただ建設大臣並びに住宅局長が行政を遂行する上の単なる諮問機関に過ぎないのです。これであつてはならない。若しも提案者である政府がその熱意があれば何でもない。簡単にこの関連性を持たせ得るのです。そういうことにするのが正しいものじゃないかと思つて居るのですが、あなたも繰返し繰返し衆議院においてはこれだけで納得したのだから、附帯決議が付いておるのだから承したと言ひませぬけれども、そういうことは要りませぬ。それだけ織込んでくれれば何も文句はないわけでは。衆議院においてはそう

いふ決議を出して、政府では了承したのでしようから、それを生かす意味において参議院ではそのように修正をしたいと思ひますが、することがお好みと存じますが、その点も一点確認いたしたいと思ひます。御質問いたします。

○政府委員(南好雄君) 参議院のほうで御修正なさると申しますことにつきましては、これは私たちがやかく申す筋合いのものではないと思ひます。併し御承知の通り住宅審議会につきましてのいわゆる事項につきましても、重要事項といふような抽象的な文句を使つておられます。ああいうところへこの所掌事項を入れて参りましたも、それから入れなくても、今御質問のようなことはこの法律運用における非常な重要なことでもありますから、私は住宅審議会にかけることは毫末差支えないと思ひます。

それから、のみならずこれは繰返し申上げますが、諮問機関でございませぬ。それでお疑ひになりますならば、諮問機関であるから聞いても聞かなくていいじゃないかという議論にも又なつて参ります。併しいやしくも住宅審議会があつて、そこに堂々と部会ができて、そうしてそれがいろいろ御質疑の点のようないことが決議されて、大臣に答申すれば、それを無視するといふようなことは、国会も常に開かれておることであり、なか／＼私にそういうことはできかねるのじやないか。従つて住宅審議会が御趣旨のようになつて参りますれば、法律に書く書かにかかわらず、相対行政の実際についての私は御心配の点のないようになつて参るものと、こ

いふ決議を出して、政府では了承したのでしようから、それを生かす意味において参議院ではそのように修正をしたいと思ひますが、することがお好みと存じますが、その点も一点確認いたしたいと思ひます。御質問いたします。

○政府委員(南好雄君) 参議院のほうで御修正なさると申しますことにつきましては、これは私たちがやかく申す筋合いのものではないと思ひます。併し御承知の通り住宅審議会につきましてのいわゆる事項につきましても、重要事項といふような抽象的な文句を使つておられます。ああいうところへこの所掌事項を入れて参りましたも、それから入れなくても、今御質問のようなことはこの法律運用における非常な重要なことでもありますから、私は住宅審議会にかけることは毫末差支えないと思ひます。

うふうに私たちは考えておるのでござい  
ます。

○田中一君 政府はこの人事院勧告で  
すら呑まないかたゞです。ましてや  
この審議会の答申などを守るべきもの  
じゃございません。政府の都合のいい  
ような答申はお守りになるでしょうけ  
れども、人事院勧告ですら呑まない政  
府が信用できるものじゃございませ  
ん。そこで現在の住宅審議会の構成は  
どうなつておりますか。誰がどうい  
う場合にお入りになつておりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 現在二十  
五名の委員が各界から選ばれて委員と  
なつております。

○田中一君 氏名、年齢、経歴、現職  
を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(師岡健四郎君) 職業と姓  
名はわかりませんが、年齢まではわか  
りません。なんなら歳上げます。

○田中一君 その二十五名の構成は若  
し大別しますと、行政官が何人、ど  
こ、それから学者が何人でどこそこ  
の人間、それから借りるほうの側、いわ  
ゆる公営住宅におきましては借りるほう  
の側、いわゆる貧乏人の側の代表は  
何人、それから建てるほうの側、金持  
ちの代表は何人、これだけを一つ御説  
明願いたい。

○政府委員(師岡健四郎君) 簡単にこ  
の人はどういふ範疇に属するかとい  
うことを分類することはできませんが、  
一応御参考になつて申上げてみます。  
引揚者団体全国連合会長といつしま  
して阿部勇さん、それからドイツ工学  
博士の肩書を持たれた阿部美樹志さ  
ん、東京大学社会科学研究所教授有泉  
先生、全国建設業協会会長安藤清太郎さ  
ん、都市計画協会長の飯沼一省さん、

経済団体連合会長の石川一郎さん、  
建築学会長の伊藤滋さん、森林資源  
総合対策協議会事務局長稲葉秀三さ  
ん、日本銀行理事井上敏夫さん、一ツ  
橋大学商学部部長加藤由作さん、都市不  
燃化同盟の古賀英正さん、全国公営住  
宅共済会理事長財津吉史さん、東京大  
学名誉教授の佐野利器さん、日本経営  
者団体聯盟専務理事の鹿内信隆さん、  
住宅金融公庫総裁の鈴木敏一さん、大  
阪市長の中井光次さん、東京都不動産  
取引商業協同組合理事長の永島甚吉さ  
ん、日本勧業銀行理事の平井健吉さ  
ん、経済審議庁の平井富三郎さん、大  
蔵省事務次官の舟山正吉さん、厚生省  
事務次官の宮崎太一さん、住宅復興会  
議事務局長の入子音次郎さん、全国貸  
家組合聯合会理事長の山田新之助さん  
となつております。

○田中一君 今伺つたところをみます  
と、一家を本場に欲しい、たとえ公  
営住宅にしても、それから産業労働  
者住宅にしても、欲しい側のほう  
の意見は全然発表できない。学者と  
いふものは理論的なもの、或いは統計  
的なもの意見は述べるでしょうが、  
今の機構を活用するのでは却つて産業  
労働者のマイナスになるような結論が  
出るような虞れが多分にあるのです。  
先ほど政務次官は二人だけ総評又は総  
同盟からその者を入れるというやうな  
御答弁がありました。二十五対二で  
は産業労働者の意思といふものは少し  
も織込むことはできません。従つて若  
しその意図がありならば十名くらい  
委員の差繰りをするか、若し任期があ  
つて差繰りができなければ設置法を変  
えまして、或いはこれは建設大臣の権  
限内にあるならば、もう十名の増員を

いたしまして、三十五名として十名の  
産業労働者の代表を入れることを条件  
としてならば、今の御答弁は承服でき  
ますが、さもない限り、どこまでもこ  
の法律の中でこの関連性を持たせて頂  
くように願ひたいのです。この点はど  
うでございますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。そこで私先ほど申上げましたよ  
うに、部会を置くか申上げておる。只  
今手続中でございますが、いわゆる総  
評及び総同盟のかたからいわゆる労働  
団体を代表して入つて頂いて、それと  
大体同数の委員を出し、それから学識  
経験者その他の人を一名ぐらゐ入れて  
四、五名程度で部会を作つて頂いて、  
そうしてこの法律が御心配のないやう  
に運用されるやうに、従つてどうい  
う審議会におきましては、部会の報告が  
総会の議決になることはこれは当然で  
あります。我々の過去の経験におきま  
して……です。ですから、これに一々二十  
五名の人を集めて、成るほど二名入り  
ましたのでは、御趣旨のやうな憂えも  
出て参ります。部会制度を置きま  
して、この法律の運用に対する重要事  
項を付議して参りますから、御心配  
のやうな点は十分緩和されるのじやな  
いか、かういふふうにならば、もう十名の増員を  
お答え申上げ  
ます。

○田中一君 そのやうな御心配をして  
頂かなくとも、公営住宅法にもはつき  
りと住宅審議会に諮問するといふこと  
が書いてあるのです。若しそれが本  
当の仕なれば、この法律も公営住宅法  
と同じように扱ふのに何ら差支えない  
と思ふのです。じや今度差支えのある  
点を一つ御説明を願ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。私別段差支えあると申上げてお  
らんであります。両院のほうでそう  
いふふうにならば、御答弁は承服でき  
ますが、さもない限り、どこまでもこ  
の法律の中でこの関連性を持たせて頂  
くように願ひたいのです。この点はど  
うでございますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。そこで私先ほど申上げましたよ  
うに、部会を置くか申上げておる。只  
今手続中でございますが、いわゆる総  
評及び総同盟のかたからいわゆる労働  
団体を代表して入つて頂いて、それと  
大体同数の委員を出し、それから学識  
経験者その他の人を一名ぐらゐ入れて  
四、五名程度で部会を作つて頂いて、  
そうしてこの法律が御心配のないやう  
に運用されるやうに、従つてどうい  
う審議会におきましては、部会の報告が  
総会の議決になることはこれは当然で  
あります。我々の過去の経験におきま  
して……です。ですから、これに一々二十  
五名の人を集めて、成るほど二名入り  
ましたのでは、御趣旨のやうな憂えも  
出て参ります。部会制度を置きま  
して、この法律の運用に対する重要事  
項を付議して参りますから、御心配  
のやうな点は十分緩和されるのじやな  
いか、かういふふうにならば、もう十名の増員を  
お答え申上げ  
ます。

○田中一君 そのやうな御心配をして  
頂かなくとも、公営住宅法にもはつき  
りと住宅審議会に諮問するといふこと  
が書いてあるのです。若しそれが本  
当の仕なれば、この法律も公営住宅法  
と同じように扱ふのに何ら差支えない  
と思ふのです。じや今度差支えのある  
点を一つ御説明を願ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。私別段差支えあると申上げてお  
らんであります。両院のほうでそう  
いふふうにならば、御答弁は承服でき  
ますが、さもない限り、どこまでもこ  
の法律の中でこの関連性を持たせて頂  
くように願ひたいのです。この点はど  
うでございますか。

○小笠原三三男君 閣下してお尋ねし  
ますが、部会の委員に労働者代表を持  
つて来ることは、審議会そのものから  
言へば特別委員といふ資格になるわけ  
でございますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。そうではございません。一般委  
員であります。そういう部会を作つ  
て……。

○小笠原三三男君 一般委員というこ  
とは、審議会の委員にもするといふこ  
とでございますか。

○政府委員(南好雄君) その通りでござ  
います。審議会の委員になつて頂い  
て、審議会の中に部会を設けると、こ  
う申上げておるのです。

○小笠原三三男君 ではこの八条の第  
二項ですか、「都道府県労働基準局の  
意見を参し、強制的なところは強制的に  
「ならない」と強制的なところは強制的に  
いふのですが、「参酌」とは何ですか。  
どういふことなんでしょう。何を狙つたも  
のなんですか。

○小笠原三三男君 だからしなければ  
ならないのですから、よく聞いてやる  
と言われども、さつぱり私たちにわ  
からぬので、強制的ならば強制的な  
なりに公庫のほうの事務手続、審査手  
続の中にこれがどういふ程度によつて  
参酌されるのかといふ具体的なことに  
ついて、この法の施行の場合には考  
えるわけですか。

○政府委員(師岡健四郎君) 申込を受  
付けて決定いたします。……な手続  
につきましては、先ほどお話がござい  
ました業務方法書などに細かく規定い  
たしまして、どういふ手順でどうい  
う内容と、細かい点につきましましてはそ  
の業務方法書の中に規定したいと思  
はるわけでございます。

○小笠原三三男君 私さつぱり立法技  
術はわからないのですが、法律用語と  
して参酌とはどういふ解釈なんでしょう  
か。

○政府委員(師岡健四郎君) 参酌と申  
しますのは、只今私どものほうで考え  
ておりますのは、意見を十分に聞くとい  
うふうで考えているのでありまして  
、特にそれ以上は社会的な通念でお  
考えになつて頂かなければならんと思  
つておられます。

○小笠原三三男君 意見を十分聞くとい  
うことは、基準局から出た意見は百  
パーセント肯定するということでは  
ないか。

○説明員(船川幸雄君) 肯定するとい  
う御質問がちよつとはつきりいたしま  
せんが、その公庫の資金の融通は、結  
局は金の貸付ということになりますの  
で、これによつて貸付を決定するとい

うことはなか／＼困難であると思いま  
す。と申しますのは、回収の問題がご  
ざいますので、それはやはり最終的に  
どこに貸すかというところは、回収その  
他の責任を負うところで決定しなければ  
ならないと思っておりますので、この  
意見を十分聞くと、労働基準局の意見  
を聞くと思はすのは、いわゆる労働  
者の住宅の必要性、その他について十  
分意見を聞くというふうに考えるわけ  
でございます。

○小笠原二三男君 ほかに質問がなけ  
れば、時刻も時刻でございます……。

○三浦辰雄君 今の審議中に労働者  
代表を二人入れて部会を作るとい  
うことに聞えたのですが、そうです  
か。

○政府委員(南好雄君) その通りで  
す。

○三浦辰雄君 そうすると、その審議  
会の二人選ぶ労働者は何に当るのだ  
か、学識経験の者ということですか。

○政府委員(南好雄君) その通りで  
ございます。

○三浦辰雄君 現在学識経験から選  
れた人は何人あるのですか。

○政府委員(南好雄君) 行政官庁側  
の事務次官以外の人たちは、皆学識  
経験者になっております。

○三浦辰雄君 そうとすれば、その人  
の任期というものは二年間ですか。

○政府委員(南好雄君) 二年間であ  
りますが、現在二名くらい欠員がある  
わけでございます。

○三浦辰雄君 片方は二名とおつし  
やつて、片方は二名くらいというので  
すが、その辺のところをはつきりして  
頂きたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げ

ます。今勘定しましたところが、十二  
名欠員があるようでございます。

○石井桂君 ちよつと七条のうちで、  
第二項に土地の取得に必要な資金を貸  
付けると書いてございます。今住宅問  
題で一番困つて居るのは土地の高騰な  
んでございまして、最近二倍三倍にな  
つて居るのですが、貸付ける標準の単  
価と言いますか、どのくらいに大体見  
当をつけておるのですか。今それが非  
常なネツクでありますから、心配です  
からちよつとお聞かせ願いたいと思  
います。平均で……。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今の  
こる住宅金融公庫で土地の標準価額を  
きめておられます。これはお話の通り  
現在非常に市街地、殊に重要都市にお  
きまして値上りを見ておるのでありま  
して、これは何とか引上げなければなら  
ないのじやないかということと検討し  
たしてございまして、資金的にもいろ  
いろ問題があるものから、まだ結  
論は出ておりません。

○石井桂君 これは東京の状態だけ  
申込ができて契約をした場合に、実  
土地の高騰のために建たない家がど  
さりあるわけなんです。これは結局こ  
ういふ法律が出て、資金の裏付けが  
ありませんと、実際は画に描いた餅に  
なりますので、非常にまあ資金面でお  
苦しみなことは重々お察しできます  
が、一つできますように機会を見て、  
適当な方法で善処して頂きたいと思  
います。今土地の問題については非常  
どこでも苦しんでおります。それだ  
けを申上げます。

○小笠原二三男君 私も飛ばしまし  
たが、そういう質問が出たので関連し  
て

お尋ねしますが、この工場の敷地の近  
くに住宅建設する場合の敷地等は湿地  
帯に土盛りをするとか、或いは丘陵地  
を切り崩すとか、そういう支出の助成  
をするという必要も多いわけですが、  
そういうほうの費用の貸付はこの範  
疇には入らない、自己資金でやるのだ  
ということでございますか。そういうも  
の含まれて、一つ工場の持ち地では  
あるが、何らかの便法を以て必要資金  
を融資するということになりませんか、  
念のためお聞きしておきます。

○政府委員(師岡健四郎君) これは公  
庫の貸付基準におきまして、そういう  
場合には特殊基礎工事の費用としま  
して出ますが、決して十分ではないので  
あります。一応はそういう形でお出  
ることに相成つております。

○小笠原二三男君 次に、十条の地方  
公共団体というのは、具体的には各都  
道府県を指しているのですか。都道府  
県に重複する大都市もこういう業務を  
委託することになりますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げます。都道府県及び市町村は地方公共  
団体に入っております。

○小笠原二三男君 市町村というの  
で、町村まで入つて来ると、審査能力  
のないそういう所でもやり得るとい  
うことになって来ると思いますが、それ  
で支障はございせんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げます。法律の解釈では都道府県及び市  
町村は入つておりますけれども、現実  
の面におきましては、町村は今言葉の  
ようにいろいろな点があります。それ  
ら、恐らくはこういう事務はやれまい  
と思ひます。

○小笠原二三男君 それでこの地方公

共同体に公庫が業務を委託する、これ  
はただではできないだろうと思いま  
す。十分なる費用弁償をするわけ  
でございますか。こう申しますのは、貸付  
金にかかる住宅の建設工事の審査とい  
うような問題になると、専門技術者  
を抱えておかなければならないことにな  
ると思ひます。今地方の公共団体の行  
政煩瑣なときにおいて、こういうもの  
を兼務さしていろいろの業務を委託す  
るということなら、これは地方財政に  
影響を与えることは火をみるより明  
かなので、費用弁償は公庫が一切  
やるわけでございますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げます。これは委託手数料と申します手  
数料を払いますから、地方団体には金  
銭的な損害はかけないと思ひます。

○小笠原二三男君 金銭的な損害はか  
けないということは、人件費、事務  
費、これらを公庫がみるということ  
ですか。基準は何ですか。これは私やま  
しく聞いておきたいのですが、勝手に  
法律を作つて、地方公共団体に何でも  
負わせて、そうして金は一銭も……礼  
金程度でそつぽを向く。そうして地方  
公共団体に犠牲を強いるというよう  
な立法が非常に多い。私は地方の立場に  
立つてそういうことはいかんとする  
のです。十分それは費用弁償をするなら  
するといふふうに御言明願ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げます。勿論人件費やいろいろなものを  
含んだ手数料であります。積算の基礎  
は、細かい点は課長からお答えいた  
さします。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今公庫でも  
同じように公共団体に事務を委託しま  
して、手数料を払つて居るわけござ

います。これはいろいろ木造、耐  
火、その他構造別によつて違ひ  
ますので、それ／＼構造別にも考  
えまして、又現場審査その他の点  
でも違つて参りますので、そ  
ういふ各条件につきま  
して一定のいろ／＼な立場から考  
慮いたしましたものをかけて、負  
担いたして居るわけでございます。

○江田三郎君 議事進行。ちよつと休  
憩を願つて懇談したらどうかと思  
ひます。

○委員長(石川清一君) 休憩の動議が  
ございまして……。

○田中一君 一点だけ質問したいので  
すが、許してもらいたい。  
第九条の区分、これは九条の一  
項ですが、大体この耐火建築と木造建築と  
をどのくらいの率で貸付しよう  
という意図がありますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 今年度  
の予算におきましては、耐火構造の  
ものが三千五百、それから木造住宅が約三  
千というふうに予定してあります。

○田中一君 先ほど来、北海道の防  
寒耐火住宅について大賛成である、建設  
省としては当然そうなると思ひ  
ますが、この比率をもう少し耐火構造の  
ほうに向けるつもりはありますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上  
げます。御承知の通り木造と耐火構造と  
は積算の基礎を違つて参ります。それ  
で何と申しますか、六千五百という目  
標を一応おきましたので、本年は  
三千五百の三千というように  
して、二十九年からは御趣旨を  
体して成るべく耐火構造のほうに  
余計廻したいと思ひます。

○田中一君 ではこの区分の構造内容  
です。これはどんなものを建てる  
のですか。例えば住宅金融公庫の  
現在や

つておる単価の範圍で作られるものと  
いうことになるのですか。それとも特  
別に産業労働者住宅は別な構造と言  
いますか、何と言いまうかな、独自の家  
を建てようというつもりなのですか。

○政府委員(師岡健四郎君) 大体現在  
住宅金融公庫で貸家のアパートにつ  
いて考へておる設計等と同じように考  
えておられます。ただ独身者住宅につ  
きましては、新しい設計等を考へて実  
施して参りたいと思つております。

○田中一君 一体政府が勝手にこうし  
て予算を計上する上においてきめてお  
られますけれども、産業労働者はどん  
なものを要求しておるかお調べになつ  
たことがあるならば、お調べになつた  
ものを一つ資料として出して頂きたい。  
産業労働者はこういうものを求めてお  
るのだ、このような集計した結論があ  
るからこういうものにしたということ  
を出して欲しい。無論政府はそういう  
自信を持つて三千五百から三千五百の  
案を出したと思つております。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。甚だ申訳ないのですが、個々に  
おいて調べたことではないのです。  
○田中一君 ほんでもない話です。そ  
ういふことだから審議会を作らなけれ  
ばなりません。

○政府委員(南好雄君) 今後は調べて  
参りたいと思つております。  
○田中一君 今から調べてみたところ  
で、予算措置というものは、片方は二十  
五年が三十五年に伸びるし、そうなつ  
て来れば、産業労働者の希望とい  
うものは容れられなくなつて来るの  
です。従つて審議会というものは全  
く要らないことになつて来るのです。こ  
れはどうも余り杜撰というか、ただ厚

生省に対抗する意識だけで以てやつて  
おるようなところに疑問があるのです  
が、私はこの辺でやめますけれども、こ  
れは将来どうするつもりか。産業労働  
者の意思を無視して……家をもちたい  
人たちの意思を聞いてやるつもりかど  
うか、これをきつくりしてもらいたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。お叱り御尤もと思つて、併し  
この法律は予算の範圍内においてはそ  
ういふ研究の結果が出て参ります。さ  
ら、やれますし、なお本年限りに限つ  
たわけではないので、二十九年も三十  
一年も今後一種の予算措置を講  
じまして、そうして成るべくそうい  
うような御趣旨に應ずるような、労働  
者の意見を聞いて、そうしてその意思に  
適うような建築を作つて行きたい。取  
りあえずは二十八年度はアパートも  
できておるから、アパートの例に  
倣つた住宅を作つて、だん／＼よくし  
て参りたいというのが政府の協らざる  
ところでございます。

○田中一君 私はこの現在住宅金融公  
庫が貸付けする基準の構造の家、こう  
いふものを産業労働者に押しつけるこ  
とは、これはいけないと思つて、こ  
ういふものを押しつけようという気  
持で以てやつているならば、労働者は  
償還金の支払いはできなくなりませ  
う。今度はいら／＼会社が基準法その他  
で、すぐ首でもちよん切らうというこ  
とにだん／＼今の政府は持つて行こ  
うとする。そうして首をちよん切られ  
たら金を返せなくなるというよなこ  
とがあつてはならぬといふので、各勞  
働者は住宅といふものをきらつてい  
るわけです。そういう本當の労働者の肚  
といふものを考へずに、こゝろいふ案を出

すことは非常に危険だと思つて、  
従ひまして今の予算の枠内で労働者  
の本當の求める家を作る。或る人は、  
私がいふも言つておる建物だけでいい  
と、中身は自分の必要に應じてやる  
と、そうすれば五十万円の償還分なら  
ば三十万円を借りて来月三百円、四  
百円の利子が減つて来るわけです。そ  
ういふことを望む労働者もおります。  
従つて住宅金融公庫法や公営住宅法  
でやるような規模、構造のものを作  
るという前提なら、これは産業労働者へ  
の住宅供給じゃないのです。結局これ  
は資本家の社宅的な首を切つたら出  
て行けといふふうな形の家を建てるとい  
う意図にはかならないといふことにな  
ると思つて、もう言いませんけれども、  
そこでも、そこでも労働者の意思  
を反映するには、この予算の範圍内で  
どう動かしても構いませんといふ先ず  
政府の言明を伺いたいです。そうし  
て労働者の意思が反映するように産業  
労働者住宅審議会に必ず修正して、私  
は修正案を出しますから、これに御賛  
成願いたいと思つて、ちよつと今の  
言明をはつきりして下さい。新しく  
生まれようとする産業労働者住宅審議  
会の意思を十分に、そうなつた場合に  
は守るといふくらい、ちよつと政務  
次官から言明を願いたいと思つて、  
○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。住宅審議会の部会に答申、更に  
進んでそれが総会の答申になつて参り  
ます。答申に極力御同意を願つて、  
○田中一君 ちよつと、私が設置法に  
よるところの住宅審議会と申上げたの  
じやないのです。新しく修正をいた

します産業労働者住宅審議会の意見を  
十分にお受け取り願つて、この法案が  
大体作成するまでに何らの調査もし  
ていないで、対象である労働者の意見  
を無視して作られた法律ですから、こ  
れを是正しまして、これを容れること  
によつて政府の意図がはつきりと貫徹  
するわけですから、今住宅審議会云々  
という御説明がありました。これは  
産業労働者住宅審議会と読み変えて了  
承いたします。

○江田三郎君 この辺で一つ休憩を願  
いたいと思つて、ちよつとそ  
前に、田中君からいろいろ意見が出て  
いたんですが、ああいう意見が出るの  
は違つて、あなたのほうではこれから  
委員を追加して審議会を作る、こ  
ういふことを言つておられるけれども、  
大體我々が建設省なり政府のやり方  
にきたらん点は、今までの審議会のメン  
バーをみればよくわかるのです。一  
体日経連の鹿内君がどういふ住宅の専  
門家なのか、経団連の人がどういふ住  
宅の専門家なのか、これは今度のこ  
へ出ている産業労働者の住宅問題じや  
ないです。そういう者ばかりが出  
て、一般住宅に困つておるもの、例え  
ば引揚者の団体の代表者がある、併し  
全国で一番大きい労働者の代表は入つ  
ていない。そういうことでは実際我々  
何をやるのかわけがわからぬといふこ  
とになる。二人はこへ入れる、こ  
ういふことがありました。先ほどまで  
は欠員が十二名ある。あとの十名とい  
うものは一体どういふ人を入れるお考  
えなのか。それを一つ参考のために承  
わつておきたいと思つて、  
○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。前には高野実さんと藤田進さん  
が入つていらつしたのであります。何  
かの事情でおやめになつたらしい。そ  
れで至急今手続中で、代つて出て頂く  
ように手続中なんです。

○江田三郎君 休憩になつてからでも  
いいのですが、とにかく高野氏や藤田  
氏がなぜやめるかということなんです。  
本當にいい審議会ならやめやしま  
せんよ。それから何も、こゝろいふ問題  
に政府のやることはいつでもさうだ  
けれども、これは議長だ、事務局長だ  
という人はかり入れなければならんこ  
とはない。労働組合なら労働組合で本  
當に住宅の専門的知識を持つた人もお  
るわけなんです。何でもかんでも日経連  
の事務局長だ何だという肩書ばかり並  
べるところに官庁行政の根本的な欠陥  
がある。そういう点今後補充するなら  
十分に考へてやらなければいけません。  
○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。こちらのほうから指名及び総評  
はないのであります。総同盟及び総評  
のほうにどういふ人でも御推薦願  
いという文書を出して、その推薦に基  
いて委員を任命しておるのでありま  
す。決してこゝろいふ人といふことを  
申上げておるのじやないのです。こ  
れを従ひまして、こちらのほうから委  
員会でこゝろいふ御希望があつたとい  
ふことを総評及び総同盟のほうへお伝え  
申上げます。

○江田三郎君 大体二十五名の定員の  
中で二人くらいしか労働者の代表が出  
るといふところに、委員会に出たつて  
馬鹿らしくなるのです。恐ろしくね。  
○委員長(石川清一君) 休憩します。  
午後五時二十三分休憩

○江田三郎君 休憩になつてからでも  
いいのですが、とにかく高野氏や藤田  
氏がなぜやめるかということなんです。  
本當にいい審議会ならやめやしま  
せんよ。それから何も、こゝろいふ問題  
に政府のやることはいつでもさうだ  
けれども、これは議長だ、事務局長だ  
という人はかり入れなければならんこ  
とはない。労働組合なら労働組合で本  
當に住宅の専門的知識を持つた人もお  
るわけなんです。何でもかんでも日経連  
の事務局長だ何だという肩書ばかり並  
べるところに官庁行政の根本的な欠陥  
がある。そういう点今後補充するなら  
十分に考へてやらなければいけません。  
○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。こちらのほうから指名及び総評  
はないのであります。総同盟及び総評  
のほうにどういふ人でも御推薦願  
いという文書を出して、その推薦に基  
いて委員を任命しておるのでありま  
す。決してこゝろいふ人といふことを  
申上げておるのじやないのです。こ  
れを従ひまして、こちらのほうから委  
員会でこゝろいふ御希望があつたとい  
ふことを総評及び総同盟のほうへお伝え  
申上げます。

○江田三郎君 大体二十五名の定員の  
中で二人くらいしか労働者の代表が出  
るといふところに、委員会に出たつて  
馬鹿らしくなるのです。恐ろしくね。  
○委員長(石川清一君) 休憩します。  
午後五時二十三分休憩

○江田三郎君 大体二十五名の定員の  
中で二人くらいしか労働者の代表が出  
るといふところに、委員会に出たつて  
馬鹿らしくなるのです。恐ろしくね。  
○委員長(石川清一君) 休憩します。  
午後五時二十三分休憩

○江田三郎君 大体二十五名の定員の  
中で二人くらいしか労働者の代表が出  
るといふところに、委員会に出たつて  
馬鹿らしくなるのです。恐ろしくね。  
○委員長(石川清一君) 休憩します。  
午後五時二十三分休憩

○江田三郎君 大体二十五名の定員の  
中で二人くらいしか労働者の代表が出  
るといふところに、委員会に出たつて  
馬鹿らしくなるのです。恐ろしくね。  
○委員長(石川清一君) 休憩します。  
午後五時二十三分休憩

午後五時三十四分開会

○委員長(石川清一君) それでは開会いたします。

○田中一君 先ほどまでいろいろ逐条審議をやつておりました過程におきましても、政府はこの法案を提出するの、何ら対象であるところの産業労働者の意思を聞かずして、又如何なるものであるかを調査もせずして、甚だ杜撰な法案を出されたわけなんです。従いましてこの法案につきましては、若しこれが成立した暁には相当産業労働者の権益を守るような措置をとらなければ、我々としては到底これを承認するわけには行かないのです。

そこで南政務次官にお伺いいたします。この法案が通つた場合、現在建設省設置法に基づく住宅審議会がございしますが、この審議会を公営住宅法と同じように、この法案と将来関連性を持たせて明文化する意思があるかどうか、この点を先ず第一に伺いたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。田中さんの御質問の通り、成るべく最近の機会において明文化するよう努めたいと考えております。

○田中一君 お答え結構でございます。次に御答弁のような措置がとられるまで、私は現在の住宅審議会に欠員が十二名あると承知いたしました。これに少くとも五名以上の産業労働者を委員として即刻委嘱するように、そういう措置をとられるかどうか、お伺ひいたします。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。只今御質問になりました問題につきましまして、即刻産業労働者の意見を代表し得られる委員を五名以上委員

に委嘱する所存でございますから、悪しからず御了承願ひいたします。

○田中一君 この法案の審議に当りまして、衆議院では附帯決議案を付けております。私はこの決議案に、政府は絶対にこの決議に服するといふ態度を持つておられるかどうかを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) 院議は尊重しなればなりませんから、私がここで申上げるまでもなく、附帯決議につきましましては、鋭意方針に副うように努めたいと考えております。

○田中一君 大体了解いたしました。従つて政府は必ず今の弁明を近く実行するものと考へまして、私の質疑を終ります。

○委員長(石川清一君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めて異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……御発言がないようでございますので、討論は終結したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。産業労働者住宅資金融通法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(石川清一君) 全会一致でございます。

ございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容と事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願ひます。

多敷意見者署名  
石井 桂 石川 榮一  
三浦 辰雄 石坂 豊一  
小澤久太郎 鹿島守之助  
江田 三郎 小笠原三三男  
近藤 信一 田中 一

○委員長(石川清一君) 続いて北海道防衛住宅建設等促進法案について審議が残つておるよう存じますが、質疑のあるかたは御発言を願ひます。

○小笠原三三男君 提案者の提案理由の説明によりますと、北海道は全く他の地域と違つて極寒の土地であるために、特定の地域として、こゝろ法を作らなければならぬという御趣旨でありました。自然的条件等を考へる場合に、内地の或る地域において必ずしも北海道と差違の認められない地域もあるようでございます。これらについては住宅金融公庫法等において何らかの措置をすることによつて、内地における酷寒地域の金融公庫の資金融通を受けようとするものが防衛住宅建設を希望せられるという向については、やはりこの法案同様の内容を以て融資等が行われる措置を将来とらなければならぬのではないかと考へますが、提

案者においてどういふ御所見を持つておるか、お伺いすると共に、これは政府も全面的に賛成しておられる法案でございますので、これに関連してやはり政府側の今後の善処方についてどういふ御所見を持つておられるか、承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 提案理由やその他の御質問に対する御説明の場合にも、この趣旨は必ずしも北海道に限定するといふべきものでない。ただ北海道の特別な寒冷と、その北海道総合開発の問題、それから更に耐寒住宅に必要な資材の分布状況、いわゆる受入態勢というふうなものを考へて、差当り北海道の住宅改善に資する、こゝろ趣旨で申上げておるのであります。そこで他の地区においても北海道にほほ類似の地域が必ずやあると思つております。そういう地域においてはやはり北海道と同じような耐寒住宅を必要とする部面があると思ひますが、直ちにこれを実施するということにおいては、この法案の内容から申上げると、或いは金融公庫住宅、只今御可決になりました産業労働者資金融通法に基く住宅においては、北海道の場合は木造を許さない、こゝろいうふうになつておりますので、この法律を直ぐ適用するといふわけには一般的には参りかねてと思ひます。そこで御承知の通り耐寒住宅についてはこの法文にもあります通り、簡易耐火構造の耐寒住宅についてのみ五年間の延長をいたしておるのであります。そういう部面は金融公庫法、若しくは只今御可決になりました産業労働者住宅資金融通法、こゝろいうものの耐寒住宅に関する部面だけは期間を延長する、そういう希望

者に対しては期間を延長する、こゝろいう措置を講ずる、将来においてはそういう考へを持つておる次第であります。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。小笠原さんの御質問は、あえて北海道に限定すべきではないではないかという御趣旨のようによつて拝聴いたします。御尤もな点もありませんが、ただ政府といたしましては、予算その他のいろいろの制約がありますので、今にわかにはつきりと申上げることができませんが、財政事情の許す限りにおいて御趣旨の達成するように将来努めて参りたいと思ひます。

○小笠原三三男君 もう一点としましては、北海道に今後建設せられる団の住宅は、防衛住宅たることを原則として団として施策を進めて行くといふうに固い決意をお持ちになつておられるかどうか、お伺ひしておきたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。政府といたしましては、建設省当局といたしましては御趣旨の通り今後やつて参るつもりであります。なお建設省以外の部局もございまして、この方面につきましても御趣旨の通り参りまして、私たちができるだけ努力をして参りたいと存じております。

○田中一君 只今小笠原委員の質問にお答えになつた提案者並びに政府の意図が本當にどうであるならば、私はあえてこの法案に異議を差込むものではございません。ただ提案者の瀬戸山君に申上げたいのは、与党であるところの自由党が常にその場合々々で方針を変えられてゐる。或いは基本法に、或いは単行法に、或いは地域的な法案等々、筋の通らない提案説明をなされる



ということについては、十分に御考慮願いたい。曾つての利根川法案、北上川法案につきましても、手党であるところの自由党は、党内の事情によつて或いは提案、或いは反対というような不始末をしておられます。又提案者が曾つて提案されたところの特殊土壌地帯の法案につきましても、段々島の法案、これは手党から同じ出たものと考えますが、或いは各党提案かもわかりませんが、これは若し間違つたらば訂正いたしますけれども、そのように或る場合には基本法、或る場合には単行法と、言葉を変へることについては承服できんものを持つております。従いましてこの法案が今小笠原委員の質問にもある通り一部に限られた法案であり、且つ予算措置も相当増大になるといふことは、我々国会としましては、国会議員としては歓迎すべきものでないかと私は考へております。将来この法案が東北の寒冷地、或いは新潟等々、各単行法が出た場合には、無論提案者は喜んで賛成さるべきものと考へまして、その場合基本法を作らなければならぬという考へえにならるることを希望しまして、一応提案者並びに政府の御意見を伺いたしたいと思います。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 各地区別に利益を代表するような特別法を多く作るというこはいけないという趣旨であります。これは私が自由党の意見を、思想を二、三にいたしたというような御非難がありましてけれども、或いはそういうふうなお考へが浮ぶのも御無理ではないとかように思いますが、そういうことはないということをお申上げておき

ます。この問題も自由党内においても相当論議がありました。こういう地域的な法律を地域代表みたらうな恰好で出されるということは、自由党としても好んでおりません。ただこれを今回取上げましたのは、前にもお答へいたしておきましたように、北海道開発法のほかに国土総合開発と同じ種類のものがあつて二本立になつていて、北海道については御承知のように道路費においても或いは河川の国費においても全然違つた扱いをいたしておる。そういう趣旨において今回取上げておるのではありません、いづれもこういうものはあちこちでやるという思想に基いてやつておるものでないかということをお御了解願いたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) 今提案者の申述べられた通り、この御意見については、政府といたしましては大体同様のお考へを持つておる次第であります。が、併し先ほど小笠原さんからお話がありましては、将来財政事情が許す限りにおいては、できるだけ政府といたしましては行政措置、或いは立法等によりまして、区別のないようにならして参りたいと考へております。

○委員長(石川清一君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。  
それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べをお願いします。(討論なしと呼ぶ者あり)

他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。  
それではこれより採決に入ります。北海道防塞住宅建設等促進法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(石川清一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定しました。  
なお本会議における委員長の口頭報告の内容と事後の手續きは、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。  
次に、本案を可とされましたかたは、例により順次御署名をお願いします。  
多数意見者署名  
石井 桂 石川 榮一  
三浦 辰雄 石坂 豊一  
小澤久太郎 鹿島守之助  
江田 三郎 小笠原二三男  
近藤 信一 田中 一

○委員長(石川清一君) 本日はこれにて散会します。  
午後五時五十一分散会

昭和二十八年八月一日印刷

昭和二十八年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局